

令和 3 年度第 5 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 3 年 7 月 7 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 5 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 7 日（水）午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 2 2 号議案 甲の原体育館大規模改修建築工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 2 3 号議案 甲の原体育館大規模改修空調換気設備工事請負契約の締結における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について
 - 第 3 第 2 4 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告について
 - 第 4 第 2 5 号議案 八王子市生涯学習センターの臨時休館日に関する事務処理の報告について
 - 第 5 第 2 6 号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 第 6 第 2 7 号議案 令和 3 年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
 - 第 7 第 2 8 号議案 八王子市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 第 8 請 願 第 1 号 「自由社」新しい歴史教科書」の採択替えに関する請願」について
- 4 協議事項
 - ・ 八王子市におけるオリンピック・パラリンピック教育のまとめについて
(教育指導課)
 - ・ 市立小学校児童に係る事故への対応状況について
(教育指導課)
- 5 報告事項
 - ・ 令和 2 年度（ 2 0 2 0 年度）学校運営協議会の運営状況について
(地域教育推進課)

- ・地域学校協働活動推進検討委員会の設置について （地域教育推進課）
 - ・ G o o g l e f o r E d u c a t i o n パートナー自治体プログラム
への参加について （教育指導課）
 - ・高齢者叙勲の受章について （教職員課）
 - ・八王子市図書館のサービスの一部再開について （図書館部）
 - ・第1回「本のPOPコンテスト」の実施について （図書館部）
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	笠 原 麻 里
委 員	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	小 柳 悟
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	松 土 和 広
学 校 給 食 課 長	田 倉 洋 一
学 務 課 長	山 田 光
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育推進担当課長	鳥 腰 克 彦
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
生涯学習スポーツ部長兼図書館部長	音 村 昭 人

生涯学習政策課長	福島義文
スポーツ施設管理課長	久保田竜二
学習支援課長	新堀信晃
文化財課長	菅野匡彦
中央図書館長	高野芳崇
教育指導課指導主事	志村亮介
学務課主査	畑中浩二
生涯学習政策課主査	田島裕子
教育総務課主査	長井優治
教育総務課主任	原口里紗
教育総務課主任	池上光
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村温美

【午前 9 時 3 0 分開会】

- 安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は 5 名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和 3 年度第 5 回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯や職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、笠原麻里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席については、部長職及び一部の管理職に限定する対応とさせていただきますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

なお、本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和 2 年度(2020 年度)学校運営協議会の運営状況について」「地域学校協働活動推進検討委員会の設置について」「高齢者叙勲の受章について」「八王子市図書館のサービスの一部再開について」及び「第 1 回「本の P O P コンテスト」の実施について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思ひます。

また、第 2 2 号議案、第 2 3 号議案、協議事項「八王子市におけるオリンピック・パラリンピックの教育のまとめについて」及び報告事項「G o o g l e f o r E d u c a t i o n パートナー自治体プログラムへの参加について」は、いまだ意思形成過程のため、第 2 7 号議案及び報告事項「市立小学校児童に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 4 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-
- 安間教育長 日程第 3 第 2 4 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、生涯学習スポーツ部から説明願います。

○福島生涯学習政策課長 おはようございます。

それでは、第24号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告につきまして、生涯学習政策課田島主査より御説明申し上げます。

○田島生涯学習政策課主査 それでは、八王子市教育委員会所管施設の利用休止について御説明いたします。

施設の利用休止につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和3年6月21日、緊急事態宣言の発出からまん延防止等重点措置の適用に移行したことから、その内容を踏まえ、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛など、教育委員会においてもその対応策として、6月21日からまん延防止等重点措置の適用終了の日まで、富士森体育館をはじめとする社会教育施設について、午後8時を過ぎる時間区分の利用休止、また生涯学習センターについては、午後8時を含む夜間区分の利用休止としたところです。

これらの施設の利用休止につきましては、教育委員会定例会に諮り決定するところでございますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則、第4条第1項の「緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがない」の規定に該当することから、教育長において決定したところであります。

説明は、以上です。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

○笠原委員 感染対策、徹底していただいて何よりかと思います。

この休止に当たって、報告事項なので特にこのことを反対するわけではないのですが、どれくらいの方が本来使う予定があったのか。例年、どのくらいの利用があるのか、教えていただけますか。夜間の休止の部分に関してです。

○新堀学習支援課長 生涯学習センターの場合なのですが、夜間の利用は比較的少ない

傾向にございます。昼間はかなり利用率が高いのですが、夜間については、それに比べると3割、2割ぐらいになると思いますので、ただ、夜間しか活動できない方々もいらっしゃいますので、そういう意味では影響があったと考えています。具体的な数字は今、控えていないので申し訳ないのですが、そのような状態でございます。

○安間教育長　　よろしいですか。

他に御質疑ございませんか。

○川島委員　　御説明ありがとうございます。

利用時間のことに関しては、これで承知したのですが、利用制限というか、例えば、人数など、そういうところというのは、まん延防止になったことによって、今までの緊急事態宣言と変更点等はあるのでしょうか。

○新堀学習支援課長　生涯学習センターにつきましては、今回、定員を戻すような措置をいたしました。今までは定員は半分ということで制限をかけておりましたけれども、今回、通常の利用であれば定員を戻して御利用いただける措置にいたしました。

ただ、大声を出すとか、感染上の防止に難しいようなケースについては、引き続き半減という形は取っておりますけれども、基本的には通常の状態に戻すことにいたしました。

○川島委員　　ありがとうございます。

○安間教育長　　他に御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それでは、本議案に関する御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第24号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第24号議案については、そのように承認することにいたしました。

○安間教育長 続いて、日程第4 第25号議案 八王子市生涯学習センターの臨時休館日に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、学習支援課から説明願います。

○新堀学習支援課長 それでは、第25号議案 八王子市生涯学習センターの臨時休館日に関する事務処理の報告について御説明いたします。

生涯学習センター川口分館につきましては、川口やまゆり館の給水ポンプの老朽化による故障のため、緊急工事を行う必要が生じたことから、令和3年6月23日を臨時休館としたところです。

臨時休館につきましては、教育委員会定例会に諮り決定するところではあります
が、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則、第4条第1項の「緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがない」の規定に該当することから、教育長において決定したところであります。

説明は以上です。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 ないようであります。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りいたします。

只今、議題となっております第25号議案については、提案のとおり承認すること
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第 2 5 号議案については、そのように承認することにいたしました。

- 安間教育長 日程第 5 第 2 6 号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題に供します。

本案について、学務課から説明願います。

- 山田学務課長 それでは、第 2 6 号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱について御説明いたします。

詳細につきましては、担当の畑中主査から説明いたします。

- 畑中学務課主査 第 2 6 号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱について御説明いたします。

委員の選出区分のうち市議会議員につきまして、市議会常任委員会委員等が改選されたことに伴い、八王子市議会議長から奨学審議会委員変更の通知がございました。

なお、市議会議員から 7 人を選出することになっておりますが、若林修議員につきましては委員継続となるため、若林議員以外の 6 人を解嘱し、新たに 6 人を八王子市奨学審議会委員として委嘱しようとする内容でございます。

第 2 6 号議案関連資料を御覧ください。

まず、解嘱する委員についてでございますが、現在、奨学審議会委員は令和 2 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 3 1 日までの期間で委嘱しております。今回、令和 3 年 7 月 7 日付で解嘱する委員は、馬場貴大委員、森屋昌彦委員、村松徹委員、五間浩委員、伊東忠之委員、小林裕恵委員の以上 6 人でございます。

次に、委嘱する委員について御説明いたします。

今回新たに委嘱する委員は、鈴木基司議員、西室真希議員、荻田米蔵議員、美濃部弥生議員、望月翔平議員、木田彩議員の 6 人となります。

委嘱期間につきましては、令和 3 年 7 月 8 日から、奨学審議会委員の現在の任期であります、令和 4 年 7 月 3 1 日までということになります。これは、八王子市奨学審議会規則第 3 条第 3 項の「委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする」に基づくものでございます。

以上で説明は終わります。

- 安間教育長 只今、学務課からの説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

- 伊東委員 御説明ありがとうございました。

大変勉強不足で申し訳ないのですが、奨学審議会委員というのはどういうお仕事をされる方なのかについて、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

- 山田学務課長 こちらは、私どものほうで奨学金を支給しているのですが、そちらの決定者の判定等、審査を行っていただいているものです。

- 安間教育長 市の中学校を卒業して高校に進学している子たちに対する奨学金です。

- 伊東委員 そういう意味ですか。ありがとうございました。

- 安間教育長 他に御質問等ございますか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第26号議案については、提案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第26号議案については、そのように決定することにいたしました。

-
- 安間教育長 日程第7 第28号議案 八王子市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

- 菅野文化財課長 それでは、第28号議案 八王子市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について、御説明をいたします。

議案書を御覧ください。

博物館協議会ですが、八王子市博物館協議会条例に基づきまして、郷土資料館と、それから、こども科学館の運営に御意見をいただく教育委員会の附属機関になります。郷土資料館の一機関として「はちはく」も入っております。

今回は6月に辞任届が提出されました、学識経験者枠の委員の解任と、それから、後任の方の選任となります。辞任された方は小学校の副校長先生でございました。委員10名の中でほかに小・中学校の関係者の方がいらっしゃいませんので、同じ学校関係者の方をお願いしております。

候補者は山中将一氏、第八小学校の副校長先生であります。

委嘱期間につきましては、博物館協議会条例第3条第2項により、委員が欠けた場合の任期は前任者の残任期間となりますので、令和4年6月30日までの任期となります。

山中先生ですが、学芸員の資格を取得しているほか、博物館が主催する発掘調査に参加されるなど、博物館の活動に造詣が深く、その経験や知識を授業に活用されていたことや、世田谷区立池尻小学校在職中には、世田谷のぼろ市を児童とともに見学して、地域の歴史文化を調べて学校運営に活かされているなどありまして、副校長会より御推薦をいただきました。

次ページの資料を御覧ください。

解嘱する委員、新たに委嘱する委員と、それから現在委嘱しております委員の一覧になります。

説明は以上です。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 ないようであります。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第28号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第28号議案については、そのように決定することにいたしました。

-
- 安間教育長　　続きまして、日程第8　請願第1号　「自由社「新しい歴史教科書」の採択替えに関する請願」についてを議題に供します。

本請願について、まずは教育指導課から説明をお願いします。

- 鴨狩統括指導主事　　請願の要件について御説明申し上げます。

八王子市教育委員会請願処理規則第2条第2項に請願書の規定が示されております。本請願につきましては、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名が記載されていますので、請願の要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日、傍聴者へお配りしている請願書の写しにつきましては、住所、連絡先、氏名を非表示としております。

以上でございます。

- 安間教育長　　ありがとうございます。

なお、本請願につきましては、請願者から本請願の事情について陳述を希望する旨の申出がございます。

八王子市教育委員会請願処理規則第6条第1項の規定に基づき、請願者に請願の事情について陳述の機会を許可することについてお諮りをいたします。

請願者に本請願の事情について陳述の機会を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長　　御異議ないものと認めます。よって、請願者に本請願の事情について陳述の機会を許可いたします。

〔請願者入室〕

- 安間教育長　　それでは、請願の事情について、請願者は5分程度で簡潔に陳述をお願いいたします。

- 請願者　　おはようございます、よろしくお願いいたします。

このたび、「自由社の「新しい歴史教科書」採択替えに関する請願」ということで出させていただきました。

まず、下の欄、私たちが調査したところ、国の教育基本法に最も近い教科書であります。この辺から、5分間でひも解いていきたいと思います。

資料は相当数入っておりますので、この資料にないことをお話しさせていただきます。

まず、大きく捉えまして、請願の趣旨でございますが、我が国の教科書検定制度は、教科書会社を書いた歴史的事項を修正・指導するものであって、教科書会社を排除するための制度であってはならないと心得ています。

これが許されとなると、教科書調査官による思想統制や変更ができるようになってしまい、民主主義の健全な制度とは言えなくなってしまうのであります。

文科省は、なぜ従軍慰安婦の記述を認めたのか、既に世界的にもなかったとされる南京大虐殺の記述もいまだ認めている。おかしいことに、世界地図に日本がない教科書も認められている。つまり、文科省では中韓隷属史観がばっこしているのです。

さらに言うと、同じ記述なのに他社はマル、自由社はバツとなったケースも多くあり、「ダブルスタンダード事例31件の全貌」という小冊子資料を提出したい。今日、この資料1ということで事務局にお渡ししてあります。

ここに書かれているものや、同じ答案を書いたA君らはオーケー、マルですね。B君は同じ答案を書いたのだがバツとされた。文科省が自らA君らをひいきしてB君いじめをしているようなものであります。

世の親の誰もが、子どもたちの健全育成を願うものでありまして、また、敏感な子どもたちも、このようなことに対して納得はしないであらうでしょう。文科省の他社に対するえこひいきの調査票を資料として、本日提出いたしました。

教科書の使いやすさは大切なポイントだと思いますが、歴史教科書においてさらに重要なのは、子どもたちが生き生きと学ぶ姿であります。先人の健全な生きざまが活写されたものこそが必要なのであります。ましてや、自国をおとしめ、中韓を礼賛するようなことがあっては、誰が考えても健全な教科書とは言えないのであります。

昨年の教科書展示会で教科書会社7社を比較調査したものを、資料3として、本日提出しております。

八王子市が採択した帝国書院と自由社の教科書を比較したのも、資料4として、本日提出しております。

なお、加えて言いますが、この資料は、京都の教科書をよくする会の人たちが調査した資料を基本としたものであります。先ほどの帝国書院と自由社の教科書ですね、これは京都の教科書をよくする会の方々に調査していただいた、それを基本として提出しております。

民間の方々も立派な仕事をしているということでもあります。

我が国には立派な教育基本法があります。それゆえに皆様の使命は重いと思います。歴史教科書にあっては、八王子の子どもたちの健全育成のためにも、単に使いやすさのみ求める風潮を打破して、教育基本法を守り、歴史の真実に迫った大義正義に基づいた記述のある教科書の採択をお願いしたいと切に願うものであります。

念のため、八王子市選定資料作成委員会の調査報告書の抜粋を、資料5として、本日お渡ししております。

日本の歴史は隠すものなど何もない。各所講演会で先生方の講演や著書などを読むにつれて、日本の先人の人助けに対する凄さに感銘さえ受けます。ぜひとも子どもたちに伝えたいものであります。

重要な使命を持つ教育委員の皆様方は、我が子や我が孫、そして郷土を大事に思うのであれば、以上のような事実を御理解の上、真摯に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

○安間教育長 御説明ありがとうございました。

教育委員の皆様から、請願者への御質問等ございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、請願者の方は御退席をお願いいたします。

〔請願者退室〕

○安間教育長 それでは、請願事項について、教育指導課から説明をお願いいたします。

○鴨狩統括指導主事 請願事項について御説明いたします。

本請願の趣旨は、令和2年度の中学歴史教科書再申請検定に合格した自由社「新しい歴史教科書」の調査資料を作成し、採択会議の審議対象にすることを請願する

ものであります。

請願内容についての対応状況について説明いたします。

まず、本請願は新たに文部科学大臣の検定を得た教科書があることから、今年度、再度審議及び採択の手続を行うことを求めています。

令和3年6月2日に開催された教育委員会第4回定例会において、新たに検定を得た教科書がある中学社会歴史的分野の種目については、8月4日開催の教育委員会第7回定例会で審議及び採択を行うことを決定しました。そのため、請願の内容については、ほぼ実現されております。

なお、本請願では、新たに検定を得た教科書と前年度に合格した他社の教科書とを比較した調査資料の作成を求めています。今回の採択に当たっては、新たに検定を得た教科書に対して、東京都が作成した資料及び昨年度の採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえるとともに、昨年度の資料作成委員会のメンバーの意見や教科書展示会で寄せられたアンケートも資料とする予定でございます。

説明を終わります。

○安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

それでは、まず本請願についての御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、本請願についての御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○伊東委員 御説明ありがとうございました。

今、鴨狩統括指導主事からもお話がありましたように、本請願は新たに検定を取った教科書について、この会議の場で審議の対象にしていいただきたいというような趣旨でございまして、既にこういった形で審議がされているということでもありますので、そういった状況から、請願者の方がお求めの内容の大筋は実現しているのではないかというふうに、私は理解しております。

その上で、昨年度は本市における資料作成委員会や調査部会が、全ての教科書を詳細に調査して資料にまとめていただきましたけれども、今年度は中学校社会科、さらにその中でも歴史的分野という1種目でございますので、これはもう私ども教

育委員だけで十分に内容を検証することができると思います。

私どもといたしましては、昨年度の調査資料や東京都教育委員会が作成する資料などを参考にいたしまして、対象となる教科書全てに改めて目を通して採択をしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○安間教育長 他に、御意見等ございますか。

それでは、私からも1点述べさせていただきます。

先ほど、請願者の方からありましたとおり、我々教育委員会は、公平公正に教科書を採択するという責任があります。新たに検定を経た教科書があった場合には、その教科書をどう扱うかについて、国や都ではなく、採択権者である我々に任せられている事項であります。

考えますと、自由社以外の教科書については、昨年度、資料作成委員会の協力を得て、この教育委員会定例会において丁寧な議論を重ねて、現在使用する教科書を採択したという経緯がありまして、我々とする、それらを十分に活用すべきであるということが、まず1点考えられます。

さらに、2点目として、新たに検定を得た教科書については、昨年度の資料作成委員会の委員の御意見も聞いた上で、我々教育委員で協力することで十分調査研究できると判断をして、私は考えております。

以上を踏まえまして、私とすると、改めて今年度の要綱で定めた八王子市の採択方法で公平公正な採択を行うことができると自信を持って言うことができると考えます。

以上が私の意見であります。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、他に御意見もないようでありますので、只今、議題となっております請願第1号について、この場で採決することにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 継続審議という御意見はないようでありますので、この場で採決をする

ことにいたします。

本請願について、採択することに同意される委員は挙手をお願いいたします。

〔同意者挙手なし〕

- 安間教育長 挙手がありませんので、請願第１号は不採択とさせていただくものと決定いたしました。

この結果について、事務局から請願者に通知するようお願いをいたします。

- 安間教育長 以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

再開は１０時１０分とさせていただきます。

【午前１０時００分休憩】